公示送達書

令和8年11月18日

下記の書類は、当市総務部収納課に保管してありますから、市役所へご来庁のうえ受領してください。
（地方税法第20条の2第2項及び朝霞市税条例第18条の規定による公示送達）

埼玉県朝霞市長　松下　昌代

1　　送達を受けるべき者の氏名

氏　　名
小林　勇太郎
大津　鳴海
佐藤　太亮
岩本　純弥
森　紫音
ZHU　ZHU
PHI HONG THIEN
木暮　久芳

2　　1に送達する書類名　　国税徴収法第54条及び地方税法第331条第6項に規定する書類

3　　送達を受けるべき者の氏名

氏　　名
小林　勇太郎
大津　鳴海
佐藤　太亮
岩本　純弥
ZHU　ZHU
PHI HONG THIEN
木暮　久芳

4　　3に送達する書類名　　国税徴収法第131条及び地方税法第331条第6項に規定する書類

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。